

Aperza (アペルザ) 広告主利用規約

広告主様(以下「甲」という)は、株式会社アペルザ(以下「乙」という)が製造業者向けに提供するウェブサイト「Aperza (アペルザ)」<<https://aperza.jp/>>(以下「本サービス」という)の利用について、以下の全ての規定(以下「本規約」という)に同意し、この条件を前提に本サービスを利用するものとする。

第1条 (利用契約の成立)

1. 甲と乙の間では、甲が乙所定の本サービスの利用申込書(以下「Aperza (アペルザ) EC パートナー お申し込み書」という)に所要事項を記入して乙に提出することによって本サービスの利用を申し込み、乙が当該申込を承諾した時点で、本規約の各条項に従った甲乙間での本サービスの利用に関する契約(以下「本契約」という)が成立するものとし、以後、甲は本サービスの提供ウェブサイト(以下「本サイト」という)を通じて本サービスを利用することができる。
2. 甲が本サービスの利用のため、株式会社ファンコミュニケーションズ(以下「丙」という)が提供する A8.net プログラム(以下「A8.net プログラム」という)に広告主として参加する必要がある場合、甲は、申込書の提出にあたり、丙が定める申込時点において有効な「エーハチネット 広告主利用規約」(以下「広告主利用規約」という)の全てに同意し、かつ、甲が広告主利用規約に定める丙のサービス(A8.net プログラム)を利用するため乙が甲の指定代理店となること、及び、A8.net プログラムに関して乙が甲を代理して「A8.net プログラム申込書」及び「A8.net Moba8.net サービス利用申込書_(支払包括型 指定代理店様用)」を丙に対し提出することに同意するものとする。この場合、甲は、「A8.net プログラム申込書」及び「A8.net Moba8.net サービス利用申込書_(支払包括型 指定代理店様用)」並びに広告主利用規約の記載内容(丙が広告主利用規約の定めに従い変更した内容を含む)が甲乙間の合意事項となることを了解し、本サービスの利用にあたり事前に当該記載内容を確認するものとする。

第2条 (申込の承諾・不承諾)

1. 乙は、前条第1項に定める甲の申込を承諾する場合、申込書に甲が記載した電子メールアドレス宛の電子メール等、乙の任意の方法により甲に通知する。
2. 乙は、下記のいずれかに該当すると乙が判断する場合、前条第1項に定める甲の申込を承諾しないことができる。
 - ①申込書に所要事項が記入されていないか、事実と反する事項が記入されている場合
 - ②甲による A8.net プログラムの利用を丙が承諾しない場合
 - ③乙の業務上、技術上の理由により、甲に対し本サービスを提供することができない場合

- ④甲が本規約に定める義務を怠るおそれがあると乙が判断する場合
- ⑤甲が反社会勢力（第11条に定義する）である疑いがあるか、反社会的勢力と関わりがあると乙が判断する場合
- ⑥甲が乙による本サービスの提供又は他の利用者による本サービスの利用を妨害し、若しくはかかる提供・利用に支障をきたす行為を行うおそれがあると乙が判断する場合
- ⑦その他甲による本サービスの利用が適当ではないと乙が判断する場合

第3条（申込書記載事項の変更及び地位の承継）

1. 甲は、その氏名・名称、住所又は居所、代表者等、申込書の記載事項に変更があった場合は、変更事由が生じた日から1週間以内に乙へ変更内容を書面にて通知するものとする。
2. 甲は、合併・会社分割・事業譲渡その他の理由により本契約に基づく地位の承継をする場合は、地位の承継を予定する者と連名で事前に乙へ承継の具体的な内容を書面にて通知し、承継に関して乙が求める資料の提出をしなければならない。
3. 乙は、前項の通知があった場合、これを、承継をする者からの第1条に定める申込とみなし、同条及び前条に定める手続を行うものとする。ただし、乙はかかる申込を承諾する義務を負わず、甲は乙の事前の承諾なくかかる承継をすることはできない。
4. 前3項に定める変更又は承継の手続がなされなかったことにより生じた損害について、乙は一切責任を負わないものとする。また、前3項に定める変更又は承継等の手続がなされた場合でも、その前にすでになされた取引については、変更前の情報に基づいて行われるものとする。

第4条（本サービスの内容及び利用料金）

1. 本サービスの内容は、乙が本サイトに記載し定めるものとする。乙は、本サービスの内容を改定・変更する場合、できる限り事前に本サイトにこれを掲示するが、緊急を要する場合はこの限りではない。
2. 本サービスの利用料金（以下「本サービス利用料」という）の金額及び支払方法については、原則として第1条第1項に定める申込前（遅くとも第2条第1項に定める乙からの承諾の通知前）に、本サービスの内容に応じて以下の課金方法のうち一つ以上の方法を選択し、甲乙間で協議の上で合意する。

① 成約（購買）課金

本サイトとリンクする甲のウェブサイトで購入が発生した場合に、その購買数量に応じて一定料率にて課金する方法。なお、甲が本サービスの利用のためA8.netプログラムを利用する場合、購買数量のカウント方法は、「A8.netプログラム申込書」及び広告主利用規約の定めるところによるものとし（ただし、本サービス利用料の支払期限については、別途甲及び乙が合意するものとする）、甲がA8.netプログラムを利用し

ない場合には、甲及び乙が別途協議の上で合意する方法によるものとする。

なお、購買数量のカウントに関して、甲は広告主利用規約の定めに関わらず、以下の各事項を遵守し了解しなければならない。

(ア) 甲は、広告主利用規約に定める成功結果について、乙から確認請求の通知があった日から15日以内に、乙から通知される成功結果を確認し、個々の成功結果を確定又はキャンセルしなければならない（これを期限内に行わなかった遅れた場合は、成功結果が自動的に確定されたものとみなされる）。

(イ) 乙は前記（ア）で定める甲による確認結果について疑義をもった場合、甲に対し合理的な説明及び報告を求めることができ、また、甲の営業所及び倉庫等の施設において必要な立入調査をすることができる。

(ウ) 前記（ア）で定める甲による確認結果について事実と反する処理が判明した場合、乙は甲に対し、広告主利用規約に規定されるペナルティおよび一切の費用を請求することができる。

(エ) 甲は、前記（ア）で定める甲による確認において確定させた成功結果については、撤回することはできず、その成約（購買）課金の支払いを免れない。

② 問合せ課金

本サイト上で甲に問合せ（見積依頼等）が発生した場合に、問合せの件数に応じて一定料率にて課金する方法。なお、問合せ件数のカウント方法は、乙が本サイトの管理を通じて確認する方法によるものとする。

③ クリック課金

本サイト上で買い手が、本サイト上で甲のウェブサイトのリンクをクリックした場合に、クリックの件数に応じて一定料率にて課金する方法。なお、クリック件数のカウント方法は、乙が本サイトの管理を通じて確認する方法によるものとする。

④ 月額固定利用料

本サイトの利用に関して、毎月定額を課金する方法。

3. 乙は、甲に対し、本サービスの利用に関して、初期費用、前金又は保証金の支払を求められることがあり、かかる費用等についても、前項の手續によるものとする。なお、本項に定める費用等については、預託期間中無利息とし、甲に乙に対する本契約に基づく債務不履行が生じた場合には、乙は何らの催告を要せず費用等をこれらに充当することができ、甲は乙からの充当の通知を受けた日から7日以内にその充当額を補填しなければならないものとする。

4. 甲が本サービスの利用のため A8.net プログラムを利用する場合、第1条第3項の「A8.net プログラム申込書」及び「A8.net Moba8.net サービス利用申込書」（支払包括型 指定代理店様用）」並びに広告主利用規約に定められた利用料金等については、かかる文書の記載に関わらず、本サービス利用料に含まれるものとして乙に対し第2項で定める支払方法により支払う義務を負い、乙はかかる利用料金等を丙との合意に従い

丙に対して支払うものとする。

第5条（本サービスの提供に関する保証）

1. 本サービスの提供時間は、原則として1日24時間年中無休とする。但し、乙は、以下のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの一部又は全部を必要な期間停止することができる。
 - ①本サイトのプログラムの不具合等により本サービスを提供する為のシステムの点検を行う必要があると乙が判断した場合
 - ②本サービスを提供する為のシステムに障害が発生した場合
 - ③乙が利用する電気通信設備に障害が発生した場合
 - ④本サイトの改訂・メンテナンス等、本サービスの提供のために乙が必要だと判断した場合
 - ⑤その他乙が本サービスを停止する必要があると合理的に判断した場合
2. 乙は、前項に基づき本サービスの一部又は全部を停止する場合、可能な限り事前に本サイトにおいて停止の期間等を掲示するものとするが、緊急を要する場合はこの限りではない。
3. 乙は第1項に定める事由に基づく本サービスの停止によって生じた甲及び第三者の損害につき一切の責任を負わないものとする。

第6条（遵守事項）

1. 甲は、自己の費用と責任において、乙が定める条件にて本サービスを利用するために必要な環境（インターネット接続等）を維持しなければならない。乙は、甲のインターネット接続その他本サービスの利用のための環境に不具合があると認める場合、甲に対して本サービスを提供する義務を負わない。
2. 甲は、本サービスに関連して使用する自らのID及びパスワードを自らの責任において管理するものとし、乙はその管理について一切の責任を負わないものとする。ただし、甲が本サービスの利用のためA8.netプログラムを利用する場合、A8.netプログラムで使用するID及びパスワードはA8.netプログラムの円滑な運用（甲の利用代金等の速やかな確認等）のために乙が丙から甲に代わって受領した上で管理し、甲はこれらの情報の開示を乙に求めないものとする。
3. 甲は、前2項に定める他、以下の各事項を遵守しなければならない。
 - ①常に最新かつ正確な情報を乙に提供し、本サイトとリンクする甲のウェブサイト上に掲載される情報と本サイト上の情報とを一致させ、甲のウェブサイト上に掲載される情報又は本サイト上の情報によって甲及び乙の顧客の信頼を失うことがないようにすること（なお、乙は甲から提供された情報を本サイトに掲載するものであって、甲から提供された情報についてはその正確性を含め顧客に対して一切の責任を

負わないものとする)

- ②他人の権利を侵害する情報を乙に提供しないこと（なお、甲が乙に提供した情報の内容に関連して生じた問題については、甲の責任と費用負担において解決し、乙に生じた機会損失を含む損害については甲が賠償すること）
- ③乙が甲に提供するトラッキング等のためのプログラムコードについて、乙の事前の承諾なく改変・操作せず、また、その設定に誤りがないようにし、その更新について乙からの指示に従い速やかに対応すること（なお、甲がこれらを怠ったことに関連して生じた問題については、甲の責任と費用負担において解決し、乙に生じた損害については甲が賠償すること）

第7条（禁止事項、利用の停止）

甲は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する事項（以下「禁止事項」という）を行ってはならない。乙は、甲が禁止事項を行ったと判断した場合には、甲に事前に通知又は勧告することなく、本サービスの利用を停止することができるものとする。なお、乙は、甲が行った禁止事項により損害を被ったときは、甲に賠償を求めることができる。

- ①本契約に定める支払いを一度でも怠ること
- ②甲が本サービスの利用のため A8.net プログラムを利用する場合において、A8.net プログラムに関し第1条第3項の「A8.net プログラム申込書」及び「A8.net Moba8.net サービス利用申込書」（支払包括型 指定代理店様用）」並びに広告主利用規約に違反すること
- ③本サービスの利用に関して（本サイトとリンクする甲のウェブサイトを含む）以下の行為をすること
 - (1)法令に反する違法行為
 - (2)いわゆるアダルトサイトの掲載、暴力・虐待行為の掲載、人種差別行為、誹謗中傷など公序良俗に反する行為、又はこれらのおそれのある行為
 - (3)事実に反する内容の掲載
 - (4)他人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権、その他の権利を侵害する情報の掲載
 - (5)その他、乙が不適切と判断する情報の掲載
- ④本サービスの利用で知り得た、乙又は第三者の営業機密を漏洩する行為
- ⑤本規約又は本契約に違反する行為
- ⑥乙の事前の書面による同意なく、乙が運営する以外のウェブサイトやリソースへ本サイトのリンクを貼ること
- ⑦デコンパイル、ディスアSEMBル、リバースエンジニアリング等の方法により、本サイトを解析する行為、又は、改ざん、修正等若しくは複製、二次利用をする行為
- ⑧その他、乙が本サイトの利用者の行為として不適切だと判断する行為

2. 甲は、前項で禁止する行為を行った場合、かかる行為に関連して生じた問題について自らの責任と費用負担において解決し、乙に生じた損害を賠償しなければならない。

第8条（免責）

1. 乙は、以下の各号の事由により甲又は第三者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとする。
 - ①天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - ②甲の設備の障害又は本サービスを利用するために必要なその他の設備までのインターネット接続サービスの不具合等甲の接続環境の障害
 - ③本サービスを利用するために必要な設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する事由
 - ④乙が第三者から導入しているコンピューターウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピューターウイルスの本サービスの提供用設備への侵入
 - ⑤善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービスの提供用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - ⑥乙が定める手順・セキュリティ手段等を甲が遵守しないことに起因して発生した事由
 - ⑦本サービスの利用及び提供に関する設備のうち乙の製造に係らないハードウェア、ソフトウェア（OS、ミドルウェア、DMBS）及びデータベースに起因する事由
 - ⑧電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因する事由
 - ⑨刑事訴訟法第218条（令状による差押え・搜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分
 - ⑩乙の再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき乙に過失などの帰責事由がない場合
 - ⑪丙又は A8.net プログラムに起因する事由
 - ⑫乙の責に帰すべからざる事由による甲の情報などのデータ消滅
 - ⑬本サービスにおいて甲が乙に提供した情報などのデータに起因する事由
 - ⑭その他乙の責に帰すべからざる事由
2. 乙は、甲が本サービスを利用することにより甲と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとする。
3. 本サービスの利用にあたり、甲の選択により他社のサービス（A8.net プログラムを含む）を利用する場合においては甲がその管理責任を負うものとし、乙は当該他社のサービスについては一切の責任を負わないものとする。なお、乙は甲の許諾なくして本サービスの利便性向上等のために第三者と提携することができるものとする。

4. 乙は、通信サービスの性質上、その原因に関わらず、甲が本サービスの利用に関して被った速度の低下、復旧不能なデータ破壊などの損害について賠償の責任を負わないものとする。
5. 乙は、甲に対し乙のウェブページ、サーバ又はドメイン等から送られるメール・コンテンツに、コンピューターウイルスなどの有害なものが含まれていないことを保証しない。

第9条（損害賠償・違約金）

1. 乙は、本規約及び本契約に明示的に定める事項を除き、①乙の責に帰すべからざる事由から甲に生じた損害、②乙の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、③逸失利益、及び④第三者からの損害賠償請求に基づく甲の損害等については、一切の責任を負わないものとする。
2. 乙は第15条に定める本規約・本契約の改訂又は変更により甲に生じた全ての損害について、一切の責任を負わないものとする。
3. 甲が本サービスの利用に関し、乙又は第三者に損害を及ぼした場合、甲は、乙又は当該第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。
4. 甲は、本サービスの利用に関し、第三者に対して損害を与えたものとして何らかの請求がなされ又は訴訟が提起された場合、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、乙は一切の責任を負わないものとする。

第10条（契約の終了）

1. 本契約は、第1条第1項に定める本契約の成立日から1年間有効とし、有効期間満了の1ヶ月前までにいずれの当事者からも特段の意思表示がない場合には更に1年間同条件で継続するものとし、以後も同様とする。また、甲及び乙は、有効期間中でも、相手方に対し書面（電子メールを含む）通知をすることによって、当該通知の受領日が属する月の翌月末日をもって本契約を終了させることができる。なお、本契約が終了した場合でも、本契約の有効期間中における本サービスの利用によって生じた各義務の履行の責任は免れない。
2. 甲に以下の各号の事由が生じた場合には、乙は事前の通知及び催告をすることなく、本契約を解除する事ができることとする。この場合、乙は甲に対して違約金、損害賠償等の責を一切負わないものとする。
 - ①差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税公課を滞納し督促を受けたとき
 - ②破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあったとき、又は清算手続若しくは任意整理に入ったとき
 - ③支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は不渡り処分を受けたとき

- ④関係官庁から営業停止処分又は営業許可若しくは営業免許等の取消処分を受けたとき
 - ⑤乙又は第三者に損害を生じさせる目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
 - ⑥手段の如何を問わず本サービスの運営を妨害した場合
 - ⑦申込書の記載事項に事実と反する事項があることが判明した場合
 - ⑧3ヶ月以上本サービスの利用がなく、かつ、乙からの連絡に対して応答がない場合
 - ⑨甲が反社会勢力（第11条に定義）及びそれらと関わりがあると乙が判断した場合
 - ⑩本契約に違反し乙からの相当期間を定めた催告にも関わらず違反が治癒しない場合
 - ⑪その他、乙が甲による本サービスの利用の継続を適当でないと判断した場合
3. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合には、甲は乙に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに乙に対してすべての債務を支払わなければならない。
4. 甲が本サービスの利用のため A8.net プログラムを利用する場合には、乙は、甲の代理人として本契約の終了日をもって丙との A8.net プログラムに関する全ての契約を終了させることができ、この場合、甲は、丙に対する全ての義務を直ちに履行しなければならない。なお、甲は、甲及び乙が本項に定める事項を履行する為に必要な一切の権限を、本契約の締結をもって乙に授権をしたものとみなされ、かかる授権は撤回不可とする。
5. 甲は、乙による前3項の措置に関して、質問・苦情を一切述べるできない。

第11条（反社会勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方又は本契約に関する相手方の代理人若しくは本契約締結を媒介した者が反社会勢力（暴力団、暴力団員、右翼団体、その他これに準ずる者及びこれらと密接な関係を有する者を意味する。以下同じ。）であることが判明した場合には、催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方の取締役、監査役、従業員その他の構成員、株主、取引先、若しくは顧問その他のアドバイザーが反社会勢力であること、又は資金提供その他を通じて反社会勢力の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会勢力との何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合において、その解消を求める通知を受領後相当期間内にこれが解消されないときは、相手方に書面で通知することにより直ちに本契約を解除することができる。
3. 本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、本契約を解除した当事者は何ら責任を負わないとともに、本契約を解除した当事者に損害が生じた場合には、相手方に対してその損害の賠償を請求することができる。

第12条（本サービスの終了）

1. 乙は以下の事由が発生した場合には、直ちに本サービスを終了することができる。

- ①火災・停電、天災地変等の非常事態により本サービスの運営が不能となった場合
 - ②戦争、内乱、暴動、騒擾、労働争議等により、本サービスの運営が不能となった場合
 - ③乙の経営上の理由により、本サービスの提供を継続しないことを乙が決定した場合
2. 乙は、本サービスを終了するときは、可能な限り事前にその旨を本サイトに掲示するものとするが、緊急を要する場合はこの限りではない。乙は、本サービスの終了によって発生した甲の損害については一切責任を負わないものとする。
3. 本サービスの終了と同時に当然に本契約も終了する。ただし、次条以下の規定は、本契約終了後もなお有効とする。

第13条（データの利用、保管）

1. 乙は甲の本サービスにおける統計データ等の利用データを、本サービスの改良・改善等乙の事業のために利用する（乙が任意に選択する第三者に提供（販売を含む）することも含む）ことができ、甲はこれを予め承諾する。
2. 前項に定める他、乙は、第6条第3項①に定める甲の情報を、乙が任意に選択する媒体を通じて広告することができ、甲はこれを予め承諾する。
3. 本サービスに関して乙に対し甲から提供され又は乙が作成した情報（データを含む）は、乙が任意の時期にそのデータベース上から完全削除できるものとするものとし、乙は甲に対するこれらの情報の返還、譲渡、開示等何らの義務も負わないものとする。この場合、甲に何らかの損害が発生したとしても、乙は一切の責任を負わないものとする。

第14条（機密の保持）

1. 甲及び乙は本契約の履行に際し知り得た相手方の機密を正当な理由なく第三者に漏らさないものとする。
2. 前項に定める「機密」とは、甲及び乙が機密である旨を明記し相手方に開示した情報を意味し、以下の①から⑤のように、公知情報や、開示権限ある第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報については「機密」には含まれない。
- ①提供又は開示がなされたとき、既に公知となっていた、又は自己において既に知得していたもの
 - ②提供又は開示がなされた後、自己の責に帰すべからざる事由により公知となったもの
 - ③提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
 - ④機密情報に依拠することなく単独で開発したもの
 - ⑤相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの

第15条（本規約の改訂）

1. 本規約は、乙の裁量により甲の承諾なく随時変更・改訂を行うことができ、甲は当該

変更・改訂後に本サービスを利用することをもって当該変更・改訂を承諾したものとみなされる。

2. 前項に定める変更・改訂については、乙は甲に対し、申込書に甲が記載した電子メールアドレス宛の電子メール等、乙の任意の方法により通知する。甲は、前項に定める承諾手続を了解し、本サービスの利用に際して、最新の本規約を確認する義務を負う。
3. 甲が本規約の変更・改訂を承諾せず本サービスの利用を終了する場合には、甲乙別途協議する。

第16条（準拠法・協議解決・管轄裁判所）

1. 本規約及び本契約は、日本法に基づいて解釈される。
2. 本規約及び本契約の解釈に疑義が生じた場合、又は本規約及び本契約に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決しなければならない。
3. 本契約及び本サービスの利用に関わる紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

2016年11月22日 制定